

「容量市場メインオークション募集要綱（対象実需給年度:2028年度）」 「容量確保契約約款」に関する意見募集 補足説明資料

2024年7月
電力広域的運営推進機関

本資料は、意見募集についての補足説明資料であり、
意見募集の対象ではありません。
ご意見をいただく際のご参考にしてください。

1. 今回の意見募集対象文書
2. 2024年度メインオークションに向けて主に反映された事項
3. その他の「メインオークション募集要綱」と「容量確保契約約款」の変更箇所

1. 今回の意見募集対象文書（1／2）

3

- 今回の意見募集対象文書は「容量市場メインオークション募集要綱（対象実需給年度:2028年度）」と「容量確保契約約款」になります。他の容量市場に関連する文書との関係は以下のとおりです。

関連文書等		概要	公表状況
容量市場 関連文書	容量市場 募集要綱 ※1※2	容量市場メインオークション 募集要綱	・ メインオークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定 2024～27年度向け：公表済
		容量市場追加オークション 募集要綱	・ 追加オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定 2024～25年度向け：公表済
		長期脱炭素電源オークション 募集要綱	・ 長期脱炭素電源オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定 2023年度応札：公表済
	容量確保 契約書 ※1※3	容量確保契約約款	・ メインオークションおよび追加オークションにおける容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定 公表済
		長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款	・ 長期脱炭素電源オークションにおける容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定 公表済
	容量市場 業務マニュアル ※1※2	メインオークションの参加登録・ 応札・容量確保契約書の締結編	・ 参加登録申請の手順、提出書類等について記載 ・ メインオークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載 2024～27年度向け：公表済
		実需給前に実施すべき業務（全般）編	・ 余力活用契約・給電申合書等の締結、電源等情報の追加登録等について記載
		電源等差替編	・ 電源等差替の手順、提出書類等について記載
		実効性テスト編	・ 電源等リストの登録・実効性テストの手順、提出書類等について記載
		容量停止計画の調整業務編	・ 容量停止計画の提出・作業調整手順等について記載
		実需給期間中 リクワイアメント 対応(安定電源)(変動電源(単独)) (変動電源(アグリ))(発動指令電源)編	・ 算定諸元（容量停止計画、発電計画・発電上限等）の登録・アセスメント結果の確認等について記載
		実需給期間中 ペナルティ・ 容量確保契約金額対応編	・ ペナルティ・容量確保契約金額、支払通知書・請求書の確認手続等について記載
		容量拠出金対応編	・ 容量拠出金（仮算定含む）、還元額、追加請求額の確認手続き等について記載

1. 今回の意見募集対象文書（2／2）

関連文書等		概要	公表状況
容量市場 関連文書	容量市場 業務マニュアル ※1※2	追加オークションの参加登録編 ・参加登録申請の手順、提出書類等について記載	2024～25年度向け：公表済
		追加オークションへの応札・ 容量確保契約書の締結編 ・追加オークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載	
		長期脱炭素電源オークション 参加登録・応札・契約締結編 ・長期脱炭素電源オークションの参加登録や応札等について記載、等	2023年度応札：公表済
		その他は必要に応じ発行予定	必要に応じ公表予定
	容量市場 システム マニュアル※3	事業者情報・電源等情報登録 期待容量登録・応札・契約 電源等差替・実効性テスト ・容量停止計画編 ・容量市場システムのログイン方法や入力方法、画面等、操作方法等について記載	公表済

※1：初回策定や大きな変更時は意見募集を行います ※2：対象実需給年度毎に公表します ※3：対象実需給年度に依らず共通です

- 今回の意見募集対象となる「容量市場メインオークション募集要綱（対象実需給年度:2028年度）」と「容量確保契約約款」の案では、2024年度メインオークションに向けて主に反映された事項（※）や、記載の明確化等を行っています。

（※）容量市場の2023年度メインオークション（対象実需給年度：2027年度）の結果を踏まえ、2024年度メインオークション（対象実需給年度：2028年度）に向けた整理が、容量市場の在り方等に関する検討会、および国の審議会において行われました。

主な反映事項	反映箇所 募集要綱<上段> 約款<下段>
① ノンファーム型接続が適用される電源の扱い ➤ 2024年度メインオークションにおいて、<u>ノンファーム型接続が適用される電源は参加可能</u>とするとの国の審議会での整理を踏まえ、募集対象とする。	なし (昨年度も参加可能との整理のため) —
② 調整力設備量の把握 ➤ 中長期的な調整力の確保について、容量市場において状況把握するため、オークションの参加登録業務の一部に組みこむこととし、安定電源を対象に帳票を作成・提出を必要とする。	参加登録時の電源等情報の登録情報として、新たな様式の提出が必要となる旨を追記 (第4章 3 (5)) —
③ 非効率石炭火力に関する稼働抑制リクワイアメントと平常時の市場応札のリクワイアメントの関係について ➤ 非効率石炭火力は年間設備利用率を50%に抑制するとのリクワイアメントがある一方で、平常時も卸取引所等への市場入札を求めるリクワイアメントがあったところ、関連する国の審議会の整理に沿って、市場応札量を減少できる場合について明確化する。	非効率石炭火力については、年間の設備利用率を踏まえた「供給計画・発電販売計画等の事前の運転計画に沿う場合」に市場応札量を減少できることとする旨を追記 (第3章17(2)) 同上
④ 発動指令電源の取り扱い ➤ 約定処理において、発動指令電源の同一価格札について、実効性達成率に応じた落札電源の決定を行う仕組みを今後適用（今後実施される実効性テスト以降のオークション以降）するにあたり、今後の実効性テスト結果やリスト未提出等を考慮する。	なし (約定処理へ適用は次回以降であるため) 実効性テストに関する条項に、実効性テスト後の達成率が以降のオークションにおいて考慮される旨を追記（第3章16③）

2. 2024年度メインオークションに向けて主に反映された事項

①ノンファーム型接続が適用される電源の扱いについて

第85回制度検討
作業部会資料より

2028年度実需給向けオークションにおけるノンファーム電源の取扱い

- 2023年9月22日に開催された第70回広域系統整備委員会において、2028年度の系統混雑の想定結果が取りまとめられた。
- **2028年度のピーク需要断面において発生する系統全体の混雑想定量は、2027年度を対象としたものよりも減少**する結果となった（昼間ピーク断面と点灯ピーク断面のうち、基幹系統とローカル系統の合計混雑量の大きいいずれかの断面において、2028年度：226MW [点灯ピーク断面]、2027年度：438MW [点灯ピーク断面]）。
- 2027年度実需給向けメインオークションにおけるノンファーム型接続が適用される電源の取扱いは、2027年度における系統混雑想定結果に基づき、参加を制限するものではないと整理されている。
- 2028年度の混雑想定量が2027年度よりも減少していることを踏まえ、**2028年度実需給向けメインオークションにおいても、引き続きノンファーム型接続が適用される電源の参加を制限するものではないと整理することとしてはどうか。**
- なお、ノンファーム電源の接続を踏まえた各電源の供給力の取扱いについては、引き続き電力広域的運営推進機関や関連の委員会等と連携し、検討を行うものとする。

2. 2024年度メインオークションに向けて主に反映された事項

8

② 調整力設備量の把握について（1/3）

【募集要綱】 第4章 参加登録 3.電源等情報の登録

<変更前>

(5) 安定電源の登録項目および提出書類は以下のとおりです。
(略)

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
電源等 情報 （詳細 情報）	調整機能（※3）の有無	調整機能「有」を選択した場合は、以下を提出 ・余力活用に関する契約を締結したことがわかる書類（契約書の写し等） ※提出期限は別途公表する「容量市場業務マニュアル」を参照ください。



<変更後>

(5) 安定電源の登録項目および提出書類は以下のとおりです。
(略)

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
電源等 情報 （詳細 情報）	調整機能（※3）の有無	調整機能「有」を選択した場合は、以下を提出 ・余力活用に関する契約を締結したことがわかる書類（契約書の写し等） ※提出期限は別途公表する「容量市場業務マニュアル」を参照ください。 <u>調整機能の有無にかかわらず、以下を提出</u> <u>・調整機能の詳細情報（様式4）※4</u> <u>※提出方法は、別途公表する「容量市場業務マニュアル」を参照ください。</u>

2. 2024年度メインオークションに向けて主に反映された事項

② 調整力設備量の把握について (2/3)

【募集要綱】 第4章 参加登録 3.電源等情報の登録

<変更前>

(5) 安定電源の登録項目および提出書類は以下のとおりです。
(略)

※1：証憑書類としては、当該発電所を保有する事業者以外が示す書類（着工後の試運転期間中に実施される性能試験の結果報告書、建設時の契約書等）とする。

ただし、上記証憑書類の準備が困難な場合（タービン/ボイラーを別メーカーから購入している場合等）は、事前に資源エネルギー庁に相談し、設計効率の計算過程等の妥当性の確認を得ることとする。

※2：対象実需給年度が2026年度のメインオークションにて登録された石炭火力発電で、設計効率が高位発熱量（HHV：Higher Heating Value）・発電端において42%以上ではなかった電源が、実需給2027年度までに設備改造等により設計効率が新たに42%以上となることを申請する場合には、上記※1同様に事前に資源エネルギー庁に相談し、設計効率の計算過程等の妥当性の確認を得ることとする。

※3：需給調整市場における商品の要件を満たす機能

<変更後>

(5) 安定電源の登録項目および提出書類は以下のとおりです。
(略)

※1：証憑書類としては、当該発電所を保有する事業者以外が示す書類（着工後の試運転期間中に実施される性能試験の結果報告書、建設時の契約書等）とする。

ただし、上記証憑書類の準備が困難な場合（タービン/ボイラーを別メーカーから購入している場合等）は、事前に資源エネルギー庁に相談し、設計効率の計算過程等の妥当性の確認を得ることとする。

※2：対象実需給年度が2027年度のメインオークションにて登録された石炭火力発電で、設計効率が高位発熱量（HHV：Higher Heating Value）・発電端において42%以上ではなかった電源が、実需給2028年度までに設備改造等により設計効率が新たに42%以上となることを申請する場合には、上記※1同様に事前に資源エネルギー庁に相談し、設計効率の計算過程等の妥当性の確認を得ることとする。

※3：需給調整市場における商品の要件を満たす機能

※4：調整機能の詳細状況（様式4）は、別途公表する「容量市場業務マニュアル」を参照し、事業者毎に本機関の専用アドレスへ提出すること。

2. 2024年度メインオークションに向けて主に反映された事項

② 調整力設備量の把握について (3/3)

第55回容量市場
の在り方等に関する
検討会資料より

2. 調整力設備量の把握について
③確認項目や対象とする電源、対象のオークション

10

- 設備量を把握する情報としては、**応札単位の電源毎**に、従来から把握している電源等情報に登録されている**調整機能の有無**に加えて、調整機能をより詳細に把握するべく、**需給調整市場の商品区分毎に供出可能量を把握**することしたい。
- また、調整力の**ポテンシャルを把握する目的から、制御回線がない電源等**についても、仮に制御回線を設置すれば供出可能となる調整力設備量を可能な範囲で想定してもらい、あわせて確認していく。
- **対象は調整力を提供し得る区分として安定電源（水力、火力、再エネ、蓄電池）とする。**
 - <調整機能「有」の場合>
 - ✓ 調整力供出可能量（一次、二次①、二次②、三次①、三次②）
 - <調整機能「無」の場合、または、調整機能「有」・制御回線「無」の場合>
 - ✓ 仮に制御回線を設置すれば供出可能となる調整力設備量（ポテンシャル）（二次①、二次②、三次①、三次②）
 - <共通>
 - ✓ 属地TSOからの調整力指令に応じるための制御回線の有無
- 今回の仕組みはオークション参加登録時の情報把握であり、将来の実需給年度を想定して作成する。
- **そのため、継続的に把握していくこととし、例えばメインオークションでは毎年度の参加登録のタイミングに、最新の情報を報告**していく。
- また、本件は追加的な情報提供の仕組みとなるため、**今後開催するオークションへ参加登録する安定電源を対象として、募集要綱に様式を反映**※していく。

※ 将来の状況に関して分析をおこない、あらかじめ早い段階でその推移を把握していくことが本取り組みの主旨のため、ある程度の想定を行いながら報告を行う方法等、取り組みを進めながらよりよい方法としていく

2. 調整力設備量の把握について
④報告を行う様式

11

- 報告様式は、募集要綱において、**参加登録に必要な様式として新たに設定**する。
- 各事業者は、容量市場システムで電源等登録の審査が完了した後、**電源等情報データ一覧に、調整力にかかる情報を付加して提出帳票を作成**する。
- 提出方法は**専用アドレスへ事業者毎に提出**する形とし、専用の問合せ窓口を準備して対応することを想定している。

<様式のイメージ図>

	電源等登録データ												
	電源等 識別番号	実需給 年度	事業者 コード	参加登 録申請 者名	電源等 の区分	電源等 の名称	エリア名	枝番	号機単 位の名 称	発電種 別	発電方 式	設備容 量[kW]	調整機 能の有 無
例1	0000	2024	0000	●電力	安定電 源	●発電 所	●エリア	1	1号機	火力	LNG	500,0 0	有
例2	0000	2024	0000	●電力	安定電 源	●発電 所	●エリア	2	2号機	火力	LNG	500,0 0	有
例3	制御回線 の有無	制御回線 の有無	調整力供出可能量[kW] (調整機能「有」の電源が対象)					仮に制御回線を設置すれば供出可能となる調整力設備量（ポテンシャル）[kW] (調整機能「無」の電源または、調整機能「有」・制御回線「無」の電源が対象)					
				一次	二次①	二次②	三次①	三次②	二次①	二次②	三次①	三次②	
			有	有	5,000	20,000	20,000	100,000	200,000				
			無	無									10,000

2. 2024年度メインオークションに向けて主に反映された事項

③非効率石炭火力に関する稼働抑制リクワイアメントと平常時の市場応札量について (1/3)¹¹

【募集要綱】 第7章 契約条件 4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

<変更前>

4-2 実需給期間中

(1) リクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める実需給期間中のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

ア 電源等の区分が安定電源の場合

(略)

イ) 発電余力の卸電力取引所等への応札

実需給年度において、容量停止計画※が提出されていない時間帯に小売電気事業者等が活用しない余力を卸電力取引所等に応札すること

※出力抑制に伴う停止計画は除く。

ただし、以下のいずれかに該当する場合、卸電力取引所等に応札する量を減少できるものとします。

- 1) 小売電気事業者等と相対契約を締結している場合で、当該契約における計画変更の締切時刻以降に応札可能な市場が存在しない場合
- 2) 燃料制約等の制約がある場合（ただし、前日以降の需給バランス評価によって広域予備率低下に伴う供給力提供の周知対象となったコマ（以下「低予備率アセスメント対象コマ」という）は除く）
- 3) 前日以降の需給バランス評価で平常時と判断された時間帯において、バランス停止（出力抑制を含む）からの起動が不経済となる場合
- 4) 提供する供給力の最大値が、アセスメント対象容量以上の場合
- 5) その他やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合

<変更後>

4-2 実需給期間中

(1) リクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める実需給期間中のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

ア 電源等の区分が安定電源の場合

(略)

イ) 発電余力の卸電力取引所等への~~応札~~入札

実需給年度において、容量停止計画※¹が提出されていない時間帯に小売電気事業者等が活用しない余力を卸電力取引所等に~~応札~~売り入札すること※²

※¹: 出力抑制に伴う停止計画は除く。

※²: 揚水および蓄電池の場合、1日のうち応札時に容量提供事業者が登録した運転継続時間分の供給力のうち小売電気事業者等が活用しない発電余力を売り入札すること

ただし、以下のいずれかに該当する場合、卸電力取引所等に~~応札~~売り入札する量を減少できるものとします。

- 1) 小売電気事業者等と相対契約を締結している場合で、当該契約における計画変更の締切時刻以降に~~応札~~売り入札可能な市場が存在しない場合
- 2) ~~事業者の責によらない燃料制約等の制約~~がある場合（ただし、前日以降の需給バランス評価によって広域予備率低下に伴う供給力提供の周知対象となったコマ（以下「低予備率アセスメント対象コマ」という）は除く）

3) 非効率石炭火力電源について、実需給期間中に年間設備利用率の範囲内を見込むにあたり、供給計画・発電販売計画等の事前の運転計画に沿っている場合（ただし、低予備率アセスメント対象コマは除く）

4) 前日以降の需給バランス評価で平常時と判断された時間帯において、バランス停止（出力抑制を含む）からの起動が不経済となる場合

5) 提供する供給力の最大値が、アセスメント対象容量未満の場合

6) その他やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合

2. 2024年度メインオークションに向けて主に反映された事項

③非効率石炭火力に関する稼働抑制リクワイアメントと平常時の市場応札量について (2/3)¹²

【約款】 第3章 権利および義務 第17条 実需給期間中のリクワイアメント

<変更前>

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める実需給期間中のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

① 電源等の区分が安定電源の場合

(略)

(2) 発電余力の卸電力取引所等への入札

実需給年度において、容量停止計画※が提出されていない時間帯に小売電気事業者等が活用しない余力を卸電力取引所等に入札すること

ただし、以下のいずれかに該当する場合、卸電力取引所等に入札する量を減少できるものとします

※出力抑制に伴う停止計画は除く

i 小売電気事業者等と相対契約を締結している場合で、当該契約における計画変更の締切時刻以降に入札可能な市場が存在しない場合

ii 燃料制約等の制約がある場合（ただし、前日以降の需給バランス評価によって広域予備率低下に伴う供給力提供の周知対象となったコマ（以下「低予備率アセスメント対象コマ」という）は除く）

iii 前日以降の需給バランス評価で平常時と判断された時間帯において、バランス停止（出力抑制を含む）からの起動が不経済となる場合

iv 提供する供給力の最大値が、アセスメント対象容量以上の場合

v その他やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合

<変更後>

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める実需給期間中のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

① 電源等の区分が安定電源の場合

(略)

(2) 発電余力の卸電力取引所等への入札

実需給年度において、容量停止計画※が提出されていない時間帯に小売電気事業者等が活用しない余力を卸電力取引所等に売り入札すること

※1: 出力抑制に伴う停止計画は除く

※2: 揚水および蓄電池の場合、1日のうち応札時に容量提供事業者が登録した運転継続時間分の供給力のうち小売電気事業者等が活用しない発電余力を売り入札すること

ただし、以下のいずれかに該当する場合、卸電力取引所等に売り入札する量を減少できるものとします。

i 小売電気事業者等と相対契約を締結している場合で、当該契約における計画変更の締切時刻以降に売り入札可能な市場が存在しない場合

ii 事業者の責によらない燃料制約~~等の制約~~がある場合（ただし、前日以降の需給バランス評価によって広域予備率低下に伴う供給力提供の周知対象となったコマ（以下「低予備率アセスメント対象コマ」という）は除く）

iii 非効率石炭火力電源について、実需給期間中に年間設備利用率の範囲内を見込むにあたり、供給計画・発電販売計画等の事前の運転計画に沿っている場合（ただし、低予備率アセスメント対象コマは除く）

iv 前日以降の需給バランス評価で平常時と判断された時間帯において、バランス停止（出力抑制を含む）からの起動が不経済となる場合

v 提供する供給力の最大値が、アセスメント対象容量未達の場合

vi その他やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合

2. 2024年度メインオークションに向けて主に反映された事項

③非効率石炭火力に関する稼働抑制リクワイアメントと平常時の市場応札量について (3/3)

13

第94回制度設計専門会合 【資料4】

「2025年度以降の容量市場リクワイアメントを踏まえたスポット市場における「余剰電力の全量」の考え方について」より

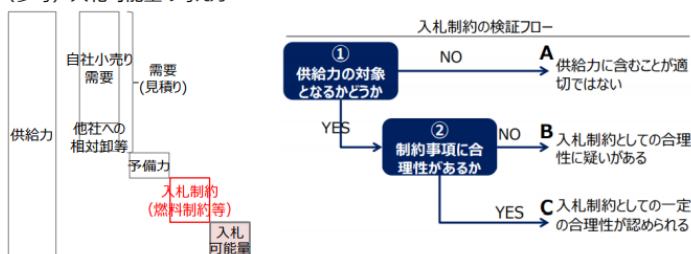
論点1：基本的な考え方

- 適取GLにおいて、「**余剰電力の全量**」とは、自社供給力から合理的な事情のある「入札制約」を控除したものとされており、合理的な燃料制約等が「入札制約」として想定されている。

余剰電力の全量とは、スポット市場への入札時点において算定される各コマの自社供給力から、自社想定需要（自社小売需要と他社への相対契約に基づく供給量等の合計）・予備力・入札制約をそれぞれ差し引いた残りの供給力のことをいう。

- ここで、**非効率石炭火力に関する稼働抑制リクワイアメントは、入札を制約する合理的な事情となり得るため、「入札制約」の一類型となり得るのではないか。**そのため、**年間設備利用率の制約の範囲内で余剰電力の全量の供出が求められると考えることが妥当ではないか。**
- なお、発電ユニットにとっては停止・出力抑制となることから、当該出力抑制の決定はインサイダー情報となるため、当該スポット市場の入札前にHJKSに登録すべきことになる。

(参考) 入札可能量の考え方



第24回制度設計専門会合 資料4
(平成29年11月28日) より抜粋

判断基準 (案)

- ① 発電設備の出力に関して、発電設備に関する物理的又は技術的理由から、入札を困難とする事情が常時存在するため、入札可能量の算定上、そもそも、供給力たりえないか否か。
- ② (発電設備に関する物理的又は技術的理由から、入札を困難とする事情が常時存在するわけではないが) 発電所の運用面その他の必要から、入札対象とすることを制約する合理的な事情があるか。

6

論点2：合理的な入札制約の範囲

- 先述のとおり、稼働抑制リクワイアメントの存在が合理的な入札制約となり得るとしても、当該リクワイアメントは年間を通じた利用率であるため、**個々の入札制約の合理性は、どのタイミングで入札制約を生じさせるかによって変わり得る。**例えば、需要が高く市場価格が高騰することが見込まれるタイミングで、年間利用率を理由として稼働を抑制し、入札制約を生じさせるような場合には、その合理性に疑念が生じ得る。
- この点については、事前に合理的な入札制約の範囲を一般論として示すことは困難であり、プライステイカーとして経済合理的な入札行動を取っていたか、必要に応じて、事後的にケースバイケースで判断することが基本と考えられる。
- もっとも、リクワイアメントが年間を通じた利用率であることに鑑みれば、年間の需要予測に基づき発電量計画に沿って運転管理を行うことは合理性が認められ得る。そのため、**稼働抑制リクワイアメントに基づく入札制約の合理性は、供給計画・発電販売計画等の事前の運転計画に沿った電源運用であったかという点も考慮しつつ、プライステイカーとして合理的な入札行動であるか、という観点から判断することが適切ではないか。**
- 例えば、当初の年度計画に基づき、スポット市場価格が安定している低需要期に入札制約を生じさせることは合理的と評価し得るのではないかと。一方で、計画上の必要が乏しいにもかかわらず、価格高騰が合理的に見込まれる高需要期に入札制約を生じさせる場合には、相場操縦の疑念が生じ得るのではないかと。

8

2. 2024年度メインオークションに向けて主に反映された事項

14

④ 発動指令電源の取り扱いについて (1/2)

【約款】 第3章 権利および義務 第16条 実需給期間前の経済的ペナルティ

<変更前>

本機関は、第15条の実需給期間前のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

(略)

③電源等の区分が発動指令電源の場合

(1) 実効性テスト結果等

実効性テスト結果等の状況により、以下のように扱います

- i 実効性テスト結果等を提出しない場合、または契約容量から実効性テスト未達成量を差し引いた容量が1,000kW未満の場合
契約容量の全てを、第12条に示す市場退出とし、第13条に示す市場退出時の経済的ペナルティを科します
- ii 実効性テスト結果等が契約容量に満たない場合
実効性テスト未達成量に相当する契約容量の一部を、第12条に示す市場退出とし、第13条に示す市場退出時の経済的ペナルティを科します



<変更後>

本機関は、第15条の実需給期間前のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

(略)

③電源等の区分が発動指令電源の場合

(1) 実効性テスト結果等※

実効性テスト結果等の状況により、以下のように扱います

- i 実効性テスト結果等を提出しない場合、または契約容量から実効性テスト未達成量を差し引いた容量が1,000kW未満の場合
契約容量の全てを、第12条に示す市場退出とし、第13条に示す市場退出時の経済的ペナルティを科します
- ii 実効性テスト結果等が契約容量に満たない場合
実効性テスト未達成量に相当する契約容量の一部を、第12条に示す市場退出とし、第13条に示す市場退出時の経済的ペナルティを科します

※：実効性テスト結果等はオークションの落札電源の決定において考慮する場合があります。



2024年度に実施する実効性テストの結果が、
2025年度メインオークションで考慮されることとなる。

2. 2024年度メインオークションに向けて主に反映された事項

15

④ 発動指令電源の取り扱いについて (2/2)

第56回容量市場
の在り方等に関する
検討会資料より

3. 発動指令電源の同一価格の応札が複数ある場合の約定処理

11

■ 今後は、発動指令電源の応札容量の合計がオークションにおける調達上限容量を超過し、かつ当該調達上限容量を超える点において、同一価格の応札が複数存在する場合は、**下記①～④の順で約定処理を行う。**※1、※2、※3

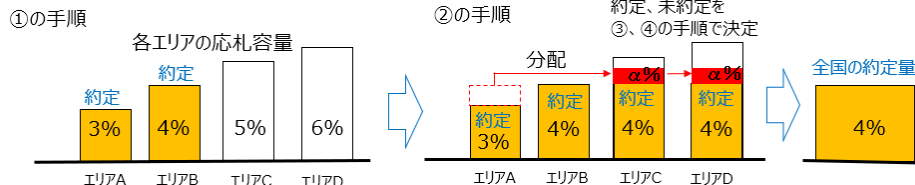
- ① 調達上限容量を**超過していないエリアは全て約定**
- ② 調達上限容量を超過しているエリアは、**超過率が等しくなるように当該エリアへ約定可能な容量を分配**
- ③ 当該エリア内の約定、未約定は**最新の实効性達成率を考慮して決定**
- ④ ③において同一条件の札がある場合の約定、未約定はランダムに決定

※1：0円以外の同一価格札を調達上限容量における約定する場合についても同様の手順で行う

※2：市場分断が発生した場合は、ブロック単位で判断する

※3：約定点等で発動指令電源以外と同一価格の応札があった場合は、全ての同一価格の札の中から落札電源を決定

<約定のイメージ> 調達上限容量が4%の場合



4. まとめ

12

- 発動指令電源の導入上限にかかる課題、実効性テストの達成状況にかかる課題等に対応するにあたり、現在のオークションにおける調達上限容量の仕組みを用いつつ、**上限超過時の同一価格札**については**実効性達成率に応じた優先約定**とする仕組みの検討を行った。
- **実効性達成率の算出**については、応札時の枠取りを抑止する観点から、**リスト未提出分も含み、事業者毎の単位で算出**する。
- **参照する実効性達成率実績**は、最新の状況が評価されるよう、**最新の1年度分**とする。
- **適用するタイミング**については、今後実施される実効性テストの結果を反映できるよう、**2025年度メインオークションから適用**を行う。（2025年度のメインオークションの募集要綱に導入の考え方を反映することを予定（第6章落札電源の決定方法））
- 今回検討を行った実効性達成率については、以降のオークションで参照していくこととなるため、今回作成を行う**2024年度メインオークション向けに更新する容量確保契約約款に記載**を行う。（第16条③(1)実効性テストの結果等）

3. その他の「メインオークション募集要綱」と「容量確保契約約款」の変更箇所 16

- 「容量市場 メインオークション募集要綱（対象実需給年度：2028年度）」および「容量確保契約約款」の案については、前項までの「2024年度メインオークションに向けて主に反映された事項」の反映箇所に加えて、記載内容の明確化のための変更を行っています。変更箇所は次項以降のとおりです。

【募集要綱】 添付様式

<変更前>

- (様式1) 容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書
- (様式2) 期待容量等算定諸元一覧
- (様式3) 発動指令電源のビジネスプラン申請書

<変更後>

- (様式1) 容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書
- (様式2) 期待容量等算定諸元一覧
- (様式3) 発動指令電源のビジネスプラン申請書
- (様式4) 調整機能の詳細情報



【募集要綱】 第3章 募集概要 3.募集内容 (5) 参加登録した事業者が登録可能な電源等

<変更前>

(略)

容量を提供する電源等の区分	電源等要件
安定電源	次の(ア)から(オ)のいずれかに該当し、期待容量が1,000キロワット以上の安定的な供給力を提供するもの。 (ア)①水力電源(ただし、調整式又は貯水式に限る。) ②水力電源(ただし、揚水式で、発電可能時間3時間以上に限る。) (イ)火力電源 (ウ)原子力電源 (エ)再生可能エネルギー電源 (オ)蓄電池(ただし放電可能時間3時間以上に限る。)



<変更後>

(略)

容量を提供する電源等の区分	電源等要件
安定電源	次の(ア)から(オ)のいずれかに該当し、期待容量が1,000キロワット <u>(kW)</u> 以上の安定的な供給力を提供するもの。 (ア)①水力電源(ただし、調整式又は貯水式に限る。) ②水力電源(ただし、揚水式で、 <u>1日1回以上連続3時間以上の運転継続が可能な能力を有するもの</u> に限る。) (イ)火力電源 (ウ)原子力電源 (エ)再生可能エネルギー電源 (オ)蓄電池(ただし、 <u>1日1回以上連続3時間以上の運転継続が可能な能力を有するもの</u> に限る。)

【募集要綱】 第3章 募集概要 3.募集内容 (5) 参加登録した事業者が登録可能な電源等

<変更前>

(略)

カ 発動指令電源にて供給力を提供する場合は、オンライン機能（簡易指令システムを含む）を具備することが求められます。

(略)



<変更後>

(略)

カ 発動指令電源にて供給力を提供する場合は、オンライン機能（簡易指令システム または専用線オンライン）を具備することが求められます。

(略)

【募集要綱】 第3章 募集概要 3.募集内容 (5) 参加登録した事業者が登録可能な電源等

<変更前>

(略)

キ 以下の電源は本オークションに参加できません。(該当する場合、電源等情報の登録は不可)

(ア) FIT電源 (FIT制度による買取期間が実需給年度と重なる電源)

ただし、以下の場合には登録可能です。

- ・ 同一の受電地点において、FIT電源と併設される非FIT電源が託送供給等約款に基づく差分計量等により計量できるFIT買取対象以外の部分 (非FIT相当分) がある場合 (非FIT相当分を登録可能)
- ・ 混焼バイオマスで、FIT買取対象以外の部分 (非FIT相当分) がある場合 (非FIT相当分を登録可能)
- ・ 石炭とバイオマスの混焼を行うFIT電源が認定上のバイオマス比率を零に変更する場合 (全量を非FIT相当分として登録可能)
- ・ バイオマス比率の厳密な上限管理の対象外であるFIT電源 (ごみ焼却施設に設置されるバイオマス発電) が、新たに買取上限の設定を申請する場合 (非FIT相当分を登録可能)

(略)

<変更後>

(略)

キ 以下の電源は本オークションに参加できません。(該当する場合、電源等情報の登録は不可)

(ア) FIT電源 (FIT制度による買取期間が実需給年度と重なる電源)

ただし、以下の場合には登録可能です。

- ・ 同一の受電地点において、FIT電源と併設される非FIT電源が託送供給等約款に基づく差分計量等により計量できるFIT買取対象以外の部分 (非FIT相当分) がある場合 (非FIT相当分を登録可能)
- ・ 混焼バイオマスで、FIT買取対象以外の部分 (非FIT相当分) がある場合 (非FIT相当分を登録可能)
- ・ 石炭とバイオマスの混焼を行うFIT電源が認定上のバイオマス比率を零に変更する場合 (全量を非FIT相当分として登録可能)
- ・ バイオマス比率の厳密な上限管理の対象外であるFIT電源 (ごみ焼却施設に設置されるバイオマス発電) が、新たに調達上限比率の設定を申請する場合 (非FIT相当分を登録可能)

(略)

【募集要綱】 第3章 募集概要 3.募集内容 (5) 参加登録した事業者が登録可能な電源等

<変更前>

(略)

(ケ) 実需給期間中において、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づく発電量調整供給契約または接続供給契約がない電源等

ただし、実需給期間前に最終保障供給であっても、実需給期間中において一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づく発電量調整供給契約または接続供給契約が締結されていれば登録可能です。

(6) 応札単位

ア 安定電源、変動電源（単独）の応札単位は、計量単位毎とします。

(略)

<変更後>

(略)

(ケ) 実需給期間中において、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づく発電量調整供給契約または接続供給契約がない電源等

ただし、実需給期間前に最終保障供給であっても、実需給期間中において一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づく発電量調整供給契約または接続供給契約が締結されていれば登録可能です。

(コ) 長期脱炭素電源オークションで落札し、本オークションの実需給年度と長期脱炭素電源オークションの制度適用期間が重複する電源は、長期脱炭素電源オークションの対象容量(kW) 部分は本オークションに参加することはできません。

(6) 応札単位

ア 安定電源、変動電源（単独）の応札単位は、計量単位毎とします。

(略)

【募集要綱】 第4章 参加登録 2.事業者情報の登録

<変更前>

(略)

(2) 登録項目および提出書類は、以下のとおりです。なお、参加登録申請者名は、電気供給事業者としての正式名称を登録してください。

登録項目

- ・事業者コード (※)
- ・参加登録申請者名
- ・所在地
- ・銀行口座
- ・担当者名
- ・担当者の連絡先 (電話番号、メールアドレス、郵便番号、住所、所属部署)
- ・クライアント証明書のシリアルNo (※)
- ・クライアント証明書のID (※)
- ・クライアント証明書のIDの有効期限 (※)

※未取得の場合は事業者情報の登録前に取得してください。

(略)

<変更後>

(略)

(2) 登録項目および提出書類は、以下のとおりです。なお、参加登録申請者名は、電気供給事業者としての正式名称を登録してください。

登録項目

- ・事業者コード (※)
- ・参加登録申請者名
- ・所在地
- ・銀行口座
- ・担当者名
- ・担当者の連絡先 (電話番号、メールアドレス、郵便番号、住所、所属部署)
- ・登録番号 (適格請求書発行事業者)
- ・収入金課税事業者への該当有無
- ・クライアント証明書のシリアルNo (※)
- ・クライアント証明書のID (※)
- ・クライアント証明書のIDの有効期限 (※)

※未取得の場合は事業者情報の登録前に取得してください。

(略)

3. その他の「メインオークション募集要綱」と「容量確保契約約款」の変更箇所 23

【募集要綱】 第4章 参加登録 3.電源等情報の登録

<変更前>

(略)

(5) 安定電源の登録項目および提出書類は以下のとおりです。
※提出書類は、原則として電源等情報の登録時に提出してください。ただし、電源等情報の登録時点で運転開始していない電源（以下「新設電源」という）については、登録時に書類が存在しない等の合理的な理由により既設電源に求める書類が提出できない場合は、当該書類が準備できるまで提出期限を延長する場合があります。

(略)

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
電源等 情報 （基本 情報）	同時最大受電電力	・ 発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表 ・ 接続検討回答書のいずれか1点

(略)

<変更後>

(略)

(5) 安定電源の登録項目および提出書類は以下のとおりです。
※提出書類は原則として電源等情報の登録時に提出してください。ただし、電源等情報の登録時点で運転開始していない電源（以下「新設電源」という）については、登録時に書類が存在しない等の合理的な理由により既設電源に求める書類が提出できない場合は、当該書類が準備できるまで提出期限を延長する場合があります。

なお、その場合においても書類の提出および追加登録の期限（2028年1月末予定）までに電源等情報の追加登録が行われない場合、市場退出（全量退出）となる場合がありますので留意してください。（詳細については、「容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務（全般）編」をご参照ください）

(略)

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
電源等 情報 （基本 情報）	同時最大受電電力	・ 発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表 ・ 接続検討回答書のいずれか1点
	専用線オンライン/その他	（提出書類なし）

(略)

3. その他の「メインオークション募集要綱」と「容量確保契約約款」の変更箇所 24

【募集要綱】 第4章 参加登録 3.電源等情報の登録

<変更前>

(略)

(6) 変動電源（単独）の登録項目および提出書類は、以下のとおりです。

※提出書類は原則として電源等情報の登録時に提出してください。ただし、新設電源において、登録時に書類が存在しない等の合理的な理由により既設電源に求める書類が提出できない場合は、当該書類が準備できるまで提出期限を延長する場合があります。

(略)

<変更後>

(略)

(6) 変動電源（単独）の登録項目および提出書類は以下のとおりです。

※提出書類は原則として電源等情報の登録時に提出してください。ただし、新設電源において、登録時に書類が存在しない等の合理的な理由により既設電源に求める書類が提出できない場合は、当該書類が準備できるまで提出期限を延長する場合があります。

なお、その場合においても書類の提出および追加登録の期限（2028年1月末予定）までに電源等情報の追加登録が行われない場合、市場退出（全量退出）となる場合がありますので留意してください。（詳細については、「容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務（全般）編」をご参照ください）

(略)

【募集要綱】 第4章 参加登録 3.電源等情報の登録

<変更前>

(略)

(7) 変動電源（アグリゲート）の登録項目および提出書類は以下のとおりです。

リスト情報を登録する他、アグリゲートする小規模変動電源の情報を小規模変動電源リストの内訳情報として電源等情報（基本情報）および電源等情報（詳細情報）を登録してください。なお、提出書類は2024年3月末日までに提出してください。

※提出書類は「第3章 募集概要 1. 募集スケジュール」に記載されている電源等情報の登録受付期間に提出していただく必要はありません。

※電源を所有している事業者と電源等情報を登録する事業者が異なる電源を、小規模変動電源リストに登録する場合は、電源等情報を登録する前に、当該電源所有事業者の合意を得てください。

※上記提出期限までに提出できない合理的な理由があると本機関が認めた場合は、期限を延長する場合があります。

(略)

<変更後>

(略)

(7) 変動電源（アグリゲート）の登録項目および提出書類は以下のとおりです。

リスト情報を登録する他、アグリゲートする小規模変動電源の情報を小規模変動電源リストの内訳情報として電源等情報（基本情報）および電源等情報（詳細情報）を登録してください。なお、提出書類は2025年3月末日までに提出してください。

※提出書類は「第3章 募集概要 1. 募集スケジュール」に記載されている電源等情報の登録受付期間に提出していただく必要はありません。

※電源を所有している事業者と電源等情報を登録する事業者が異なる電源を、小規模変動電源リストに登録する場合は、電源等情報を登録する前に、当該電源所有事業者の合意を得てください。

※上記提出期限までに提出できない合理的な理由があると本機関が認めた場合は、期限を延長する場合があります。

なお、その場合においても書類の提出および追加登録の期限（2028年1月末予定）までに電源等情報の追加登録が行われない場合、市場退出（全量退出）となる場合がありますので留意してください。（詳細については、「容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務（全般）編」をご参照ください）

(略)

【募集要綱】 第4章 参加登録 4.期待容量の登録

<変更前>

(略)

(2) 期待容量は以下のとおり算定し、登録してください。なお、供給計画に計上する見込みがある電源が登録可能です。(電源等の所有者が発電事業者に該当しない場合等を除く))

容量を提供する電源等の区分	期待容量の算定方法
安定電源	電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン(以下「供計ガイドライン」という)に基づき、算定します。
変動電源 (単独)	同上
変動電源 (アグリゲート)	同上
発動指令電源	実績および将来的な計画を踏まえて算定します。

(略)

<変更後>

(略)

(2) 期待容量は以下のとおり算定し、登録してください。なお、供給計画に計上する見込みがある電源が登録可能です。(電源等の所有者が発電事業者に該当しない場合等を除く))

容量を提供する電源等の区分	期待容量の算定方法
安定電源	<u>期待容量等算定諸元一覧(様式3)の記載要領に基づき算定します。発電方式の区分や本要綱に記載がない事項については電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドラインを参照ください。</u>
変動電源 (単独)	同上
変動電源 (アグリゲート)	同上
発動指令電源	実績および将来的な計画を踏まえて算定します。

(略)

【募集要綱】 第4章 参加登録 4.期待容量の登録

<変更前>

(略)

(7) 一般送配電事業者が調達しているブラックスタート機能を有する安定電源で、発電方式の区分が「揚水（純揚水）」の場合、期待容量の算定にあたっては、ブラックスタート機能に必要な電力量（kWh）の相当分を除いた値を入力してください。

(略)



<変更後>

(略)

(7) 一般送配電事業者が調達しているブラックスタート機能を有する安定電源で、発電方式の区分が「揚水（純揚水）・蓄電池」の場合、期待容量の算定にあたっては、ブラックスタート機能に必要な電力量（kWh）の相当分を除いた値を入力してください。

※純揚水以外に、自流による貯水容量ではブラックスタート機能に必要な電力量（kWh）を確保できない揚水発電所を含む。

(略)

3. その他の「メインオークション募集要綱」と「容量確保契約約款」の変更箇所 28

【募集要綱】 第4章 参加登録 4.期待容量の登録

<変更前>

(略)

(8) 期待容量の登録に係る提出書類は以下のとおりです。

容量を提供する電源等の区分	提出書類
安定電源	期待容量等算定諸元一覧（様式2） ※石炭とバイオマスの混焼を行っている設備が実需給年度においてバイオマス比率を零とする場合、およびバイオマス比率の厳密な上限管理の対象外であるFIT電源（ごみ焼却施設に設置されるバイオマス発電）が新たに買取上限の設定を申請する場合においては、当該変更が認められたことがわかる書類を実需給年度開始までに提出していただきます。 （提出期限は別途公表します）
変動電源（単独）	同上
変動電源（アグリゲート）	同上
発動指令電源	実績および将来的な計画を踏まえて算定します。

(略)



<変更後>

(略)

(8) 期待容量の登録に係る提出書類は以下のとおりです。

容量を提供する電源等の区分	提出書類
安定電源	期待容量等算定諸元一覧（様式2） ※石炭とバイオマスの混焼を行っている設備が実需給年度においてバイオマス比率を零とする場合、およびバイオマス比率の厳密な上限管理の対象外であるFIT電源（ごみ焼却施設に設置されるバイオマス発電）が新たに <u>調達上限比率</u> の設定を申請する場合においては、当該変更が認められたことがわかる書類を実需給年度開始までに提出していただきます。（提出期限は別途公表します）
変動電源（単独）	同上
変動電源（アグリゲート）	同上
発動指令電源	実績および将来的な計画を踏まえて算定します。

(略)

3. その他の「メインオークション募集要綱」と「容量確保契約約款」の変更箇所 29

【募集要綱】 第5章 応札方法

<変更前>

(略)

(4) 応札容量の最小値は1,000キロワットとし、応札容量の最大値はそれぞれの電源等情報に登録済の期待容量とします。なお、応札容量は1キロワット単位で登録できます。

(5) 応札価格は1円単位で登録できます。

(6) 期待容量に登録した電源等毎に応札情報を登録してください。

(略)

<変更後>

(略)

(4) 応札容量の最小値は1,000kWとし、応札容量の最大値はそれぞれの電源等情報に登録済の期待容量とします。なお、応札容量は1kW単位で登録できます。

(5) 応札価格は1円単位で登録できます。なお、応札価格は税抜きで登録してください。

(6) 期待容量に登録した電源等毎に応札情報を登録してください。

(略)



【募集要綱】 第7章 契約条件 4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

<変更前>

4-1 実需給期間前

(1) リクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、以下に定める実需給期間前のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

ア 電源等の区分が安定電源の場合

容量停止計画の調整

実需給年度の2年度前に、本機関または属地一般送配電事業者が実施する電源等の維持・運営に必要な作業およびその他要因に伴い電源等が停止または出力低下する計画等（以下「容量停止計画」という）の調整業務において、自らの容量停止計画の調整に応じること
※対象となる容量停止計画：電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドラインにおける定期補修および中間補修

契約の締結

安定電源のうち、調整機能を有するものについて、属地一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結していること

※当該電源が余力活用に関する契約の対象と確認できることを条件に、バランシンググループの形態等により、属地一般送配電事業者との余力活用に関する契約の締結者が、当該電源の容量提供事業者と異なることも可能とします

(略)

<変更後>

4-1 実需給期間前

(1) リクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、以下に定める実需給期間前のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

ア 電源等の区分が安定電源の場合

容量停止計画の調整

実需給年度の2年度前に、本機関または属地一般送配電事業者が実施する電源等の維持・運営に必要な作業およびその他要因に伴い電源等が停止または出力低下する計画等（以下「容量停止計画」という）の調整業務において、自らの容量停止計画の調整に応じること
※対象となる容量停止計画：電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合（「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」における発電設備の定期補修及び中間補修に該当するものに限る）、および、流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く）、並びに、地元自治体との協定の履行に伴い出力停止等する場合

契約の締結

安定電源のうち、調整機能を有するものについて、属地一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結していること

余力活用に関する契約は、アセスメント対象容量以上の契約容量とし、上げ調整力および下げ調整力の両方を供出するものであること
なお、運転継続時間が存在する場合、応札時に容量提供事業者が登録した運転継続時間以上とすること

※当該電源が余力活用に関する契約の対象と確認できることを条件に、バランシンググループの形態等により、属地一般送配電事業者との余力活用に関する契約の締結者が、当該電源の容量提供事業者と異なることも可能とします

(略)

【募集要綱】 第7章 契約条件 4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

<変更前>

4-1 実需給期間前

(1) リクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、以下に定める実需給期間前のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

(略)

イ 電源等の区分が変動電源の場合

容量停止計画の調整

実需給年度の2年度前に、本機関または属地一般送配電事業者が実施する容量停止計画の調整業務において、自らの容量停止計画の調整に応じること

ただし、本号において、変動電源（アグリゲート）は対象外とします

※対象となる容量停止計画：電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドラインにおける定期補修および中間補修

(略)

<変更後>

4-1 実需給期間前

(1) リクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、以下に定める実需給期間前のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

(略)

イ 電源等の区分が変動電源の場合

容量停止計画の調整

実需給年度の2年度前に、本機関または属地一般送配電事業者が実施する容量停止計画の調整業務において、自らの容量停止計画の調整に応じること

ただし、本号において、変動電源（アグリゲート）は対象外とします

※対象となる容量停止計画：電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合（「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」における発電設備の定期補修及び中間補修に該当するものに限る）、および、流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く）、並びに、地元自治体との協定の履行に伴い出力停止等する場合

(略)

3. その他の「メインオークション募集要綱」と「容量確保契約約款」の変更箇所 32

【募集要綱】 第7章 契約条件 4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

<変更前>

4-1 実需給期間前

(1) リクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、以下に定める実需給期間前のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

(略)

ウ 電源等の区分が発動指令電源の場合電源等の区分が変動電源の場合

実効性テスト結果等

(略)

また、発動指令電源提供者は、オンライン機能（簡易指令システムを含む）を具備する必要があります。なお、新規でオンライン機能の具備のために必要な装置等を設置する場合は、設置に必要な工期も踏まえた上で、属地一般送配電事業者に申込みの手続きを行ってください。

(略)

<変更後>

4-1 実需給期間前

(1) リクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、以下に定める実需給期間前のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

(略)

ウ 電源等の区分が発動指令電源の場合電源等の区分が変動電源の場合

実効性テスト結果等

(略)

また、発動指令電源提供者は、オンライン機能（簡易指令システムまたは専用線オンライン）を具備する必要があります。なお、新規でオンライン機能の具備のために必要な装置等を設置する場合は、設置に必要な工期も踏まえた上で、属地一般送配電事業者に申込みの手続きを行ってください。

(略)

【募集要綱】 第7章 契約条件 4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

<変更前>

4-2 実需給期間中

(1) リクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める実需給期間中のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

ア 電源等の区分が安定電源の場合

(ア) 供給力の維持

実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること

ただし、容量停止計画を提出する場合は、8,640コマ（180日相当）を上限に、契約電源の停止またはアセスメント対象容量以下の出力を認めるものとします。

（略）

<変更後>

4-2 実需給期間中

(1) リクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める実需給期間中のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

ア 電源等の区分が安定電源の場合

(ア) 供給力の維持

実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること

ただし、容量停止計画を提出する場合は、8,640コマ（180日相当）を上限に、契約電源の停止またはアセスメント対象容量以下の出力を認めるものとします。

対象となる容量停止計画は、電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合、および、流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く）、並びに、地元自治体との協定の履行に伴い出力停止等する場合です。

（略）

【募集要綱】 第7章 契約条件 4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

<変更前>

4-2 実需給期間中

(1) リクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める実需給期間中のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

(略)

ア 電源等の区分が安定電源の場合
(略)

(ウ) 電気の供給指示への対応

実需給年度の容量停止計画を提出していないコマにおいて、前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合に、属地一般送配電事業者からの電気の供給指示に応じて、ゲートクローズ以降の発電余力を供給力として提供すること
ただし、以下のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。

- 1) 属地一般送配電事業者との間で給電申合書等が締結されていない場合
- 2) 属地一般送配電事業者が直接的に出力の制御が可能な場合
- 3) その他、やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合

(略)

<変更後>

4-2 実需給期間中

(1) リクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める実需給期間中のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

(略)

ア 電源等の区分が安定電源の場合
(略)

(ウ) 電気の供給指示への対応

実需給年度の容量停止計画を提出していないコマにおいて、前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合に、属地一般送配電事業者からの電気の供給指示に応じて、ゲートクローズ以降の発電余力を供給力として提供すること
ただし、以下のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。

- 1) 属地一般送配電事業者との間で給電申合書等が締結されていない場合
- 2) 属地一般送配電事業者と専用線オンラインで接続され、かつ、直接的に出力の制御が可能な場合
- 3) その他、やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合

(略)



【募集要綱】 第7章 契約条件 4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

<変更前>

4-2 実需給期間中

(1) リクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める実需給期間中のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

(略)

イ 電源等の区分が変動電源の場合

(ア) 供給力の維持

実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること

ただし、容量停止計画を提出する場合は、8,640コマ（180日相当）を上限に、契約電源の停止またはアセスメント対象容量以下の出力を認めるものとします。

自然影響（日没、無風、渇水等）により、契約電源の出力が低下または停止する場合については、容量停止計画の提出は不要です。

変動電源（アグリゲート）の場合は、日単位の発電実績（48コマ）の最大値が、アセスメント対象容量以上となっていることを確認します。

(略)

<変更後>

4-2 実需給期間中

(1) リクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める実需給期間中のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

(略)

イ 電源等の区分が変動電源の場合

(ア) 供給力の維持

実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること

ただし、容量停止計画を提出する場合は、8,640コマ（180日相当）を上限に、契約電源の停止またはアセスメント対象容量以下の出力を認めるものとします。

対象となる容量停止計画は、電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合、および、流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く）、並びに、地元自治体との協定の履行に伴い出力停止等する場合です。

自然影響（日没、無風、渇水等）により、契約電源の出力が低下または停止する場合については、容量停止計画の提出は不要です。

変動電源（アグリゲート）の場合は、日単位の発電実績（48コマ）の最大値が、アセスメント対象容量以上となっていることを確認します。

(略)

【募集要綱】 第7章 契約条件 4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

<変更前>

4-2 実需給期間中

(1) リクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める実需給期間中のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

(略)

ウ 電源等の区分が発動指令電源の場合

(ア) 発動指令への対応

実需給年度において、属地一般送配電事業者からの発動指令に適切に対応した結果、創出された供給力を、相対契約に基づく小売電気事業者等への供給や、卸電力取引所への入札を通じて、適切に提供すること
ただし、属地一般送電事業者による発動指令の概要は以下のとおりとします

- 1) 年間発動回数 = 12回（1日の上限は1回）
- 2) 発動指令 = 応動の3時間以上前
- 3) 継続時間 = 3時間（土曜日、日曜日、および祝日を除く9時～20時の間）

※上記リクワイアメントに関わらず、属地一般送配電事業者が発動指令を行い供給力の提供を依頼する場合があります。（経済的ペナルティの対象外）

※属地一般送配電事業者から発動指令が発令された場合は、相対契約に基づく小売電気事業者等への供給や卸電力市場等への入札を通じて適切に供給力を提供することとします。

※発動指令電源提供者は、卸電力市場等で約定しなかった場合に備えて属地一般送配電事業者と精算に関する契約を締結するものとします。

(略)

<変更後>

4-2 実需給期間中

(1) リクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める実需給期間中のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

(略)

ウ 電源等の区分が発動指令電源の場合

(ア) 発動指令への対応

実需給年度において、属地一般送配電事業者からの発動指令に適切に対応した結果、創出された供給力を、相対契約に基づく小売電気事業者等への供給や、卸電力取引所等への~~売~~入札を通じて、適切に提供すること
ただし、属地一般送電事業者による発動指令の概要は以下のとおりとします

- 1) 年間発動回数 = 12回（1日の上限は1回）
- 2) 発動指令 = 応動の3時間以上前
- 3) 継続時間 = 3時間（土曜日、日曜日、および祝日を除く9時～20時の間）

※上記リクワイアメントに関わらず、属地一般送配電事業者が発動指令を行い供給力の提供を依頼する場合があります。（経済的ペナルティの対象外）

※属地一般送配電事業者から発動指令が発令された場合は、相対契約に基づく小売電気事業者等への供給や卸電力~~取引所~~等への~~売~~入札を通じて適切に供給力を提供することとします。

※発動指令電源提供者は、卸電力~~取引所~~等で約定しなかった場合に備えて属地一般送配電事業者と精算に関する契約を締結するものとします。

(略)

【募集要綱】 第7章 契約条件 4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

<変更前>

4-2 実需給期間中
(2) アセスメント

(略)

ア 電源等の区分が安定電源の場合
(略)

(イ) 発電余力の卸電力取引所等への応札
容量停止計画※が提出されていない時間帯に、発電余力を全て卸電力取引所等に応札しているか確認します

※出力抑制に伴う停止計画は除く

(1) 本機関は、提出された情報をもとに、コマ毎にアセスメントを実施します。なお、本機関は必要に応じて、提出された情報の内容について安定電源提供者に確認することがあります。

(2) 本機関は、「本章4-2 実需給期間中(1) リクワイアメント ア(イ)」に該当しない場合、小売電気事業者等が活用しない余力から卸電力市場等に応札した容量等を控除した容量をリクワイアメント未達成量とします。なお、小売電気事業者等が活用しない余力については、アセスメント対象容量を上限に算定します。

(略)

<変更後>

4-2 実需給期間中
(2) アセスメント

(略)

ア 電源等の区分が安定電源の場合
(略)

(イ) 発電余力の卸電力取引所等への入札
容量停止計画※¹が提出されていない時間帯に、発電余力を全て卸電力取引所等に売り入札※²しているか確認します

※：1 出力抑制に伴う停止計画は除く

※：2 揚水および蓄電池の場合、1日のうち応札時に容量提供事業者が登録した運転継続時間分の供給力のうち小売電気事業者等が活用しない発電余力を売り入札すること

(1) 本機関は、提出された情報をもとに、コマ毎にアセスメントを実施します。なお、本機関は必要に応じて、提出された情報の内容について安定電源提供者に確認することがあります。

(2) 本機関は、「本章4-2 実需給期間中(1) リクワイアメント ア(イ)」に該当しない場合、小売電気事業者等が活用しない余力から卸電力取引所等に売り入札した容量等を控除した容量をリクワイアメント未達成量とします。なお、小売電気事業者等が活用しない余力については、アセスメント対象容量を上限に算定します。

(略)

【募集要綱】 第7章 契約条件 4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

＜変更前＞

4-2 実需給期間中 (2) アセスメント

(略)

ウ 電源等の区分が発動指令電源の場合

(ア) 発動指令への対応

属地一般送配電事業者からの発動指令に適切に対応したか確認します。
本機関は、提出された情報を基に、コマ単位でアセスメントを実施します。
なお、本機関は、必要に応じて、提出された情報について発動指令電源提供者に確認する場合があります。

また、当該発令の際には、相対契約に基づく小売電気事業者等への供給や、卸電力取引所等への応札を通じて、適切に供給力を提供することとします

- ・コマごとの達成率※1 = 発動実績 / アセスメント対象容量
- ・コマごとの未達成率※1 = 1 - コマごとのリクワイアメント達成率
- ・需要抑制の発動実績※2、※3 = ベースライン - 計量値
- ・発電の発動実績※2 = 計量値 - ベースライン
- ・発動実績 = 需要抑制の発動実績の総和※3 + 発電の発動実績の総和
- ・コマごとのリクワイアメント未達成量 = アセスメント対象容量
- × コマごとの未達成率

(略)

＜変更後＞

4-2 実需給期間中 (2) アセスメント

(略)

ウ 電源等の区分が発動指令電源の場合

(ア) 発動指令への対応

属地一般送配電事業者からの発動指令に適切に対応したか確認します。
本機関は、提出された情報を基に、コマ単位でアセスメントを実施します。
なお、本機関は、必要に応じて、提出された情報について発動指令電源提供者に確認する場合があります。

また、当該発令の際には、相対契約に基づく小売電気事業者等への供給や、卸電力取引所等への売り入札を通じて、適切に供給力を提供することとします

- ・コマごとの達成率※1 = 発動実績 / アセスメント対象容量
- ・コマごとの未達成率※1 = 1 - コマごとのリクワイアメント達成率
- ・需要抑制の発動実績※2、※3 = ベースライン - 計量値
- ・発電の発動実績※2 = 計量値 - ベースライン
- ・発動実績 = 需要抑制の発動実績の総和※3 + 発電の発動実績の総和
- ・コマごとのリクワイアメント未達成量 = アセスメント対象容量
- × コマごとの未達成率

(略)

3. その他の「メインオークション募集要綱」と「容量確保契約約款」の変更箇所 39

【募集要綱】 第7章 契約条件 4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

<変更前>

4-2 実需給期間中 (略)

(3) ペナルティ

本機関は、前項の実需給期間中のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

ア 電源等の区分が安定電源の場合

(ア) 供給力の維持

年間停止コマ相当数に応じて、経済的ペナルティを科します

経済的ペナルティ※1 =

容量確保契約金額 × (年間停止コマ相当数※2 - 8,640) × 0.0125%

※1：負値となる場合は零とします

※2：実需給年度内での累計

(イ) 発電余力の卸電力取引所等への入札

前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合に、卸電力取引所等に応札していない発電余力に対して、経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ = リクワイアメント未達量 × ペナルティレート

ペナルティレート = 容量確保契約金額 / (契約容量 × Z※)

※：1年間で低予備率アセスメント対象コマに該当すると想定される時間であり、本オークションにおいては30時間とします。

(略)

<変更後>

4-2 実需給期間中 (略)

(3) ペナルティ

本機関は、前項の実需給期間中のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

ア 電源等の区分が安定電源の場合

(ア) 供給力の維持

年間停止コマ相当数に応じて、経済的ペナルティを科します

経済的ペナルティ※1 =

容量確保契約金額 × (年間停止コマ相当数※2 - 8,640) × 0.0125%

※1：負値となる場合は零とします

※2：実需給年度内での累計

(イ) 発電余力の卸電力取引所等への入札

前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合に、卸電力取引所等に**売り入札**していない発電余力に対して、経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ = リクワイアメント未達量 × ペナルティレート

ペナルティレート = 容量確保契約金額 / (契約容量 × Z※)

※：1年間で低予備率アセスメント対象コマに該当すると想定される時間であり、本オークションにおいては30時間とします。

(略)

3. その他の「メインオークション募集要綱」と「容量確保契約約款」の変更箇所 40

【募集要綱】 第7章 契約条件 5.容量確保契約金額（各月）の支払・請求について

<変更前>

（１）毎月の支払または請求は、容量確保契約金額（各月）から、「本章４．リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ」に基づき算定される実需給期間中の経済的ペナルティを減じることにより算定し、正值となる場合は支払金額とし、負値となる場合は請求金額とします。

（２）支払は上記（１）の支払金額を事業者情報に登録された銀行口座への振込により行われます。なお、振込手数料は容量提供事業者の負担となります。

（３）請求は上記（１）の請求金額を本機関から容量提供事業者に請求し、容量提供事業者が本機関の指定する銀行口座へ振込いただきます。（振込手数料は、容量提供事業者の負担となります）

（略）

<変更後>

（１）毎月の支払または請求は、容量確保契約金額（各月）から、「本章４．リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ」に基づき算定される実需給期間中の経済的ペナルティを減じることにより算定し、正值となる場合は支払金額とし、負値となる場合は請求金額とします。

（２）本機関から容量提供事業者への支払は、上記（１）の支払金額から振込手数料（振込手数料は、容量提供事業者の負担となります）を差し引いて事業者情報に登録された銀行口座への振込により行われます。

（３）請求は上記（１）の請求金額を本機関から容量提供事業者に請求し、容量提供事業者が本機関の指定する銀行口座へ振込いただきます。（振込手数料は、容量提供事業者の負担となります）

（略）

【約款】 第3章 権利および義務 第10条 容量停止計画の提出と計画停止の扱い

＜変更前＞

第 10 条 容量停止計画の提出と計画停止の扱い

1. 安定電源提供者および変動電源（単独）提供者は、本機関に対し、実需給月の前月末までに、翌月の容量停止計画を提出するものとします。
2. 安定電源提供者および変動電源（単独）提供者は、前項に基づき提出した容量停止計画に変更が生じた場合には、速やかに、本機関に対し、変更後の容量停止計画を提出するものとします。
3. 本機関は、次の各号に掲げる期間を計画停止の期間として扱います。
 - ① 実需給の2年度前に提出された容量停止計画に記載された期間
 - ② 実需給の前月末日までに提出された容量停止計画に記載された期間
 - ③ 上記②以降、前週火曜日17時までに提出された容量停止計画に記載された期間のうち、需給バランス評価において平常時と判定された期間
 - ④ 上記②が変更された場合で、本機関が合理的と判断した場合
 - ⑤ 容量停止計画に記載された期間のうち、需給バランス評価において平常時と判定された
- 休日または夜間における停止※期間
※停止：発電の停止および発電の出力抑制の総称
4. 本機関は、次の各号に掲げる期間について、計画外停止の期間として扱います。
 - ① 計画停止期間以外の停止期間
 - ② 容量停止計画に記載された停止期間のうち、属地一般送配電事業者の承認（調整対象外作業停止計画を含む）した作業停止計画と整合が取れていない期間
(略)

＜変更後＞

第 10 条 容量停止計画の提出と計画停止の扱い

1. 容量停止計画の対象は、以下の通りとします。
 - ① 電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合※
 - ② 流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く）
 - ③ 地元自治体との協定の履行に伴い出力停止等する場合
 ※実需給の2年度前に提出する容量停止計画は、「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」における発電設備の定期補修及び中間補修に該当するものに限り
2. 安定電源提供者および変動電源（単独）提供者は、本機関に対し、**リクワイアメントに定められた期日**までに、**翌月の**容量停止計画を提出するものとします。
3. 安定電源提供者および変動電源（単独）提供者は、前項に基づき提出した容量停止計画に変更が生じた場合には、速やかに、本機関に対し、変更後の容量停止計画を提出するものとします。
4. 本機関は、次の各号に掲げる期間を計画停止の期間として扱います。
 - ① 実需給の2年度前に提出された容量停止計画に記載された期間
 - ② 実需給の前月末日までに提出された容量停止計画に記載された期間
 - ③ 上記②以降、前週火曜日17時までに提出された容量停止計画に記載された期間のうち、需給バランス評価において平常時と判定された期間
 - ④ 上記②が変更された場合で、本機関が合理的と判断した場合
 - ⑤ 容量停止計画に記載された期間のうち、需給バランス評価において平常時と判定された
- 休日または夜間における停止※期間
※停止：発電の停止および発電の出力抑制の総称
5. 本機関は、次の各号に掲げる期間について、計画外停止の期間として扱います。
 - ① 計画停止期間以外の停止期間
 - ② 容量停止計画に記載された停止期間のうち、属地一般送配電事業者の承認（調整対象外作業停止計画を含む）した作業停止計画と整合が取れていない期間
(略)

【約款】 第3章 権利および義務 第14条 実需給期間前のリクワイアメント

<変更前>

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める実需給期間前のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

① 電源等の区分が安定電源の場合

(1) 容量停止計画の調整

実需給年度の 2 年度前に、本機関または属地一般送配電事業者が実施する容量停止計画の調整業務において、自らの容量停止計画の調整に応じること

※対象となる容量停止計画：電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドラインにおける定期補修および中間補修

(2) 契約の締結

安定電源のうち、調整機能を有するものについて、属地一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結していること

※当該電源が余力活用に関する契約の対象と確認できることを条件に、バランスンググループの形態等により、属地一般送配電事業者との余力活用に関する契約の締結者が、当該電源の容量提供事業者と異なることも可能とします。

<変更後>

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める実需給期間前のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

① 電源等の区分が安定電源の場合

(1) 容量停止計画の調整

実需給年度の 2 年度前に、本機関または属地一般送配電事業者が実施する容量停止計画の調整業務において、第10条第1項に基づく、自らの容量停止計画の調整に応じること

※対象となる容量停止計画：電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合（「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」における発電設備の定期補修及び中間補修に該当するものに限る）および、流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く）、並びに、地元自治体との協定の履行に伴い出力停止等する場合

(2) 契約の締結

安定電源のうち、調整機能を有するものについて、余力活用に関する契約を属地一般送配電事業者と締結していること

余力活用に関する契約は、アセスメント対象容量以上の契約容量とし、上げ調整力および下げ調整力の両方を供出するものであること

なお、運転継続時間が存在する場合、応札時に容量提供事業者が登録した運転継続時間以上とすること

※当該電源が余力活用に関する契約の対象と確認できることを条件に、バランスンググループの形態等により、属地一般送配電事業者との余力活用に関する契約の締結者が、当該電源の容量提供事業者と異なることも可能とします。

【約款】 第3章 権利および義務 第14条 実需給期間前のリクワイアメント

＜変更前＞

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める実需給期間前のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

(略)

②電源等の区分が変動電源の場合

(1) 容量停止計画の調整

実需給年度の 2 年度前に、本機関または属地一般送配電事業者が実施する容量停止計画の調整業務において、自らの容量停止計画の調整に応じること

ただし、本号において、変動電源（アグリゲート）は対象外とします。

※対象となる容量停止計画：電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドラインにおける定期補修および中間補修

(略)

＜変更後＞

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める実需給期間前のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

(略)

②電源等の区分が変動電源の場合

(1) 容量停止計画の調整

実需給年度の 2 年度前に、本機関または属地一般送配電事業者が実施する容量停止計画の調整業務において、第10条第1項に基づく、自らの容量停止計画の調整に応じること

ただし、本号において、変動電源（アグリゲート）は対象外とします。

※対象となる容量停止計画：電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合（「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」における発電設備の定期補修及び中間補修に該当するものに限る）、および、流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く）、並びに、地元自治体との協定の履行に伴い出力停止等する場合

(略)



【約款】 第3章 権利および義務 第17条 実需給期間中のリクワイアメント

<変更前>

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める実需給期間中のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

①電源等の区分が安定電源の場合

(1)供給力の維持

実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること

ただし、容量停止計画を提出する場合は、8,640コマ（180日相当）を上限に、契約電源の停止またはアセスメント対象容量以下の出力を認めるものとします

(略)

(3)電気の供給指示への対応

実需給年度において、前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合に、属地一般送配電事業者からの電気の供給指示に応じて、ゲートクローズ以降の発電余力を供給力として提供すること

ただし、以下のいずれかに該当する場合はこの限りではありません
 i 属地一般送配電事業者との間で給電申合書等が締結されていない場合
 ii 属地一般送配電事業者が直接的に出力の制御が可能な場合
 iii その他、やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合

(略)

<変更後>

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める実需給期間中のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

①電源等の区分が安定電源の場合

(1)供給力の維持

実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること

ただし、**第10条第1項に基づく**容量停止計画を提出する場合は、8,640コマ（180日相当）を上限に、契約電源の停止またはアセスメント対象容量以下の出力を認めるものとします

※対象となる容量停止計画：電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合、および、流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く）、並びに、地元自治体との協定の履行に伴い出力停止等する場合

(略)

(3)電気の供給指示への対応

実需給年度において、前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合に、属地一般送配電事業者からの電気の供給指示に応じて、ゲートクローズ以降の発電余力を供給力として提供すること

ただし、以下のいずれかに該当する場合はこの限りではありません
 i 属地一般送配電事業者との間で給電申合書等が締結されていない場合
 ii 属地一般送配電事業者**がと専用線オンラインで接続され、かつ、**直接的に出力の制御が可能な場合
 iii その他、やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合

(略)

【約款】 第3章 権利および義務 第17条 実需給期間中のリクワイアメント

＜変更前＞

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める実需給期間中のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

(略)

② 電源等の区分が変動電源の場合

(1) 供給力の維持

実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること

ただし、容量停止計画を提出する場合は、8,640コマ（180日相当）を上限に、契約電源の停止またはアセスメント対象容量以下の出力を認めるものとします

※自然影響：日没、無風、渇水等により、契約電源の出力が低下または停止する場合については、容量停止計画の提出は不要

③ 電源等の区分が発動指令電源の場合

(1) 発動指令への対応

実需給年度において、属地一般送配電事業者からの発動指令に適切に対応した結果、創出された供給力を、相対契約に基づく小売電気事業者等への供給や、卸電力取引所等への入札を通じて、適切に提供すること

ただし、属地一般送電事業者による発電指令の概要は以下のとおりとします

- i 年間発動回数 = 12回（1日の上限は1回）
- ii 発動指令 = 応動の3時間以上前
- iii 継続時間 = 3時間（土曜日、日曜日、および祝日を除く9時～20時の間）

＜変更後＞

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める実需給期間中のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

(略)

② 電源等の区分が変動電源の場合

(1) 供給力の維持

実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること

ただし、第10条第1項に基づく容量停止計画を提出する場合は、8,640コマ（180日相当）を上限に、契約電源の停止またはアセスメント対象容量以下の出力を認めるものとします

※対象となる容量停止計画：電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合、および、流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く）、並びに、地元自治体との協定の履行に伴い出力停止等する場合

※自然影響：日没、無風、渇水等により、契約電源の出力が低下または停止する場合については、容量停止計画の提出は不要

③ 電源等の区分が発動指令電源の場合

(1) 発動指令への対応

実需給年度において、属地一般送配電事業者からの発動指令に適切に対応した結果、創出された供給力を、相対契約に基づく小売電気事業者等への供給や、卸電力取引所等への売り入札を通じて、適切に提供すること

ただし、属地一般送電事業者による発電指令の概要は以下のとおりとします

- i 年間発動回数 = 12回（1日の上限は1回）
- ii 発動指令 = 応動の3時間以上前
- iii 継続時間 = 3時間（土曜日、日曜日、および祝日を除く9時～20時の間）

【約款】 第3章 権利および義務 第18条 実需給期間中のアセスメント

<変更前>

1. 容量提供事業者は、本機関に対し、発電計画、発電実績および本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。

本機関は、電源等の区分に応じ、以下の各号に示すアセスメントを行います。

①電源等の区分が安定電源の場合

(略)

(2) 発電余力の卸電力取引所等への入札

容量停止計画※が提出されていない時間帯に、発電余力を全て卸電力取引所等に入札しているか確認します

※出力抑制に伴う停止計画は除く

なお、アセスメントはコマごとに評価するものとします

・リクワイアメント未達成量※1 = 発電余力－卸電力取引所等に入札した容量※2※3

・発電余力※1 = アセスメント対象容量－発電計画値

※1：負値となる場合は零とします

※2：提出書類の不足等により確認ができない場合や、燃料制約等の妥当性が確認できない場合は発電余力の全量をリクワイアメント未達成量とします

※3：卸電力取引所等に入札した容量とは、卸電力取引所等に入札したが落札されなかった容量とします

(略)

<変更後>

1. 容量提供事業者は、本機関に対し、発電計画、発電実績および本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。

本機関は、電源等の区分に応じ、以下の各号に示すアセスメントを行います。

①電源等の区分が安定電源の場合

(略)

(2) 発電余力の卸電力取引所等への入札

容量停止計画※¹が提出されていない時間帯に、発電余力を全て卸電力取引所等に売り入札しているか確認します

※：1 出力抑制に伴う停止計画は除く

※：2 揚水および蓄電池の場合、1日のうち応札時に容量提供事業者が登録した運転継続時間分の供給力のうち小売電気事業者等が活用しない発電余力を売り入札すること

なお、アセスメントはコマごとに評価するものとします

・リクワイアメント未達成量※1 = 発電余力－卸電力取引所等に売り入札した容量※2※3

・発電余力※1 = アセスメント対象容量または提供する供給力の最大値のいずれか低い値－発電計画値

※1：負値となる場合は零とします

※2：提出書類の不足等により確認ができない場合や、燃料制約等の妥当性が確認できない場合は発電余力の全量をリクワイアメント未達成量とします

※3：卸電力取引所等に売り入札した容量とは、卸電力取引所等に売り入札したが落札されなかった容量とします

(略)

【約款】 第3章 権利および義務 第18条 実需給期間中のアセスメント

<変更前>

1. 容量提供事業者は、本機関に対し、発電計画、発電実績および本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。

本機関は、電源等の区分に応じ、以下の各号に示すアセスメントを行います。

(略)

③電源等の区分が発動指令電源の場合

(1) 発動指令への対応

属地一般送配電事業者からの発動指令に適切に対応したか確認します
また、当該発令の際には、相対契約に基づく小売電気事業者等への供給や、卸電力取引所等への入札を通じて、適切に供給力を提供することとします

- ・コマごとの達成率※1 = 発動実績 / アセスメント対象容量
- ・コマごとの未達成率※1 = 1 - コマごとのリクワイアメント達成率
- ・需要抑制の発動実績※2、※3 = ベースライン - 計量値
- ・発電の発動実績※2 = 計量値 - ベースライン
- ・発動実績 = 需要抑制の発動実績の総和※3 + 発電の発動実績の総和
- ・コマごとのリクワイアメント未達成量 = アセスメント対象容量 × コマごとの未達成率

※1：負値となる場合は零とします

※2：需要抑制の発動実績および発電の発動実績は、電源等リストに登録された全ての個別地点ごとにおいてコマごとに算定し、それが負値となる場合でも負値として扱います（別紙「ベースラインの算定方法」によります）

※3：個別地点の発動実績を、各地点の電圧区分の損失率を考慮した送電端換算値で算定します

(略)

<変更後>

1. 容量提供事業者は、本機関に対し、発電計画、発電実績および本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。

本機関は、電源等の区分に応じ、以下の各号に示すアセスメントを行います。

(略)

③電源等の区分が発動指令電源の場合

(1) 発動指令への対応

属地一般送配電事業者からの発動指令に適切に対応したか確認します
また、当該発令の際には、相対契約に基づく小売電気事業者等への供給や、卸電力取引所等への~~売~~入札を通じて、適切に供給力を提供することとします

- ・コマごとの達成率※1 = 発動実績 / アセスメント対象容量
- ・コマごとの未達成率※1 = 1 - コマごとのリクワイアメント達成率
- ・需要抑制の発動実績※2、※3 = ベースライン - 計量値
- ・発電の発動実績※2 = 計量値 - ベースライン
- ・発動実績 = 需要抑制の発動実績の総和※3 + 発電の発動実績の総和
- ・コマごとのリクワイアメント未達成量 = アセスメント対象容量 × コマごとの未達成率

※1：負値となる場合は零とします

※2：需要抑制の発動実績および発電の発動実績は、電源等リストに登録された全ての個別地点ごとにおいてコマごとに算定し、それが負値となる場合でも負値として扱います（別紙「ベースラインの算定方法」によります）

※3：個別地点の発動実績を、各地点の電圧区分の損失率を考慮した送電端換算値で算定します

(略)

【約款】 第3章 権利および義務 第19条 実需給期間中の経済的ペナルティ

<変更前>

1. 本機関は、第18条の実需給期間中のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

①電源等の区分が安定電源の場合

(1) 供給力の維持

年間停止コマ相当数に応じて、経済的ペナルティを科します

経済的ペナルティ※1 = 容量確保契約金額 × (年間停止コマ相当数※2 - 8,640) × 0.0125%

※1：負値となる場合は零とします

※2：実需給年度内での累計

(2) 発電余力の卸電力取引所等への入札

前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合に、卸電力取引所等に入札していない発電余力に対して、経済的ペナルティを科します

経済的ペナルティ = リクワイアメント未達成量 × ペナルティレート

ペナルティレート = 容量確保契約金額 / (契約容量 × Z※)

※Z：1年間で低予備率アセスメント対象コマに該当することが想定される時間

(略)

<変更後>

1. 本機関は、第18条の実需給期間中のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

①電源等の区分が安定電源の場合

(1) 供給力の維持

年間停止コマ相当数に応じて、経済的ペナルティを科します

経済的ペナルティ※1 = 容量確保契約金額 × (年間停止コマ相当数※2 - 8,640) × 0.0125%

※1：負値となる場合は零とします

※2：実需給年度内での累計

(2) 発電余力の卸電力取引所等への入札

前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合に、卸電力取引所等に**売り**入札していない発電余力に対して、経済的ペナルティを科します

経済的ペナルティ = リクワイアメント未達成量 × ペナルティレート

ペナルティレート = 容量確保契約金額 / (契約容量 × Z※)

※Z：1年間で低予備率アセスメント対象コマに該当することが想定される時間

(略)



3. その他の「メインオークション募集要綱」と「容量確保契約約款」の変更箇所 49

【約款】 第3章 権利および義務 第21条 金員の移動

＜変更前＞

本契約に基づく金員の移動は、相手方が指定する金融機関の口座に振込送金する方法によるものとし、振込送金にかかる手数料は、容量提供事業者が負担するものとします。

＜変更後＞

本契約に基づく金員の移動は、相手方が指定する金融機関の口座に振込送金する方法によるものとし、振込送金にかかる手数料は、容量提供事業者が負担するものとします。

なお、本機関より容量提供事業者へ振込送金による金員の移動は、支払金額から振込送金にかかる手数料を差し引いた金額となります。



(参考) 2024年度メインオークションのスケジュール概要

■ 説明会、事業者が行う手続き、その他関連イベントも含めたスケジュールは以下を予定しています。

2024年度												2025年度	
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月

関連文書・説明会等

【募集要綱】

パブコメ
パブコメ対応

▲容量市場メインオークション募集要綱公表 [予定]2024年7月末～8月上旬

▲需要曲線公表 [予定]2024年7月末～8月上旬

【業務マニュアル】
(参加登録・応札・契約締結編)
※内容によってパブコメ省略の可能性あり

パブコメ
パブコメ対応

▲業務マニュアル公表 [予定]2024年7月末～8月上旬

事業者向け説明等

参加登録

事業者情報の登録
[予定]2024年8月2日(金)～8月8日(木)

電源等情報の登録
[予定]2024年8月2日(金)～8月23日(金)

電源等情報の登録支援
[予定]7月上旬～中旬

期待容量の登録
[予定]2024年9月9日(月)～9月20日(金)

石炭火力電源の効率確認について▲
(WEBサイトのお知らせ)
[予定]2024年7月上旬

応札・約定結果公表

応札の受付
[予定]2024年10月15日(火)～10月25日(金)

▲約定結果の公表
[予定]2024年12月頃

応札容量算定に用いた期待容量等算定諸元一覧の登録受付
[予定]2024年10月28日(月)～11月1日(金)

契約書締結

容量確保契約書締結の手続
[予定]約定結果公表日～2025年3月頃

▲容量確保契約の結果公表
[予定]2025年4月頃

その他

▲調整係数の公表[予定]2024年7月末～8月上旬 ※発動指令電源の調整係数については参考値の公表となります。